

東京都市計画下水道 東京都公共下水道の変更（東京都決定）について （大森東ポンプ場）

【説明資料】

<p>1 趣旨</p>	<p>この案件は、大森東ポンプ場の敷地面積の変更に関する案件であり、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する第 18 条第 1 項の規定により東京都から大田区宛に意見照会されたものです。</p>	<p>○都市計画の変更に係る意見照会 28 都市基調第 858 号 平成 28 年 10 月 26 日付</p>
<p>2 位置</p>	<p>大森東ポンプ場は、大田区大森東一丁目地内にあり、大田区大森、中央、馬込及び池上地区の汚水・雨水を吸揚し、雨水は公共用水域である京浜運河に放流し、汚水は森ヶ崎水再生センターに送水しています。</p> <p>なお、今回、都市計画変更の対象となる区域は、大田区平和の森公園地内に位置しています。</p>	<p>○用途地域等について 準工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 準防火地域 日影規制（5h-3h/4m）</p> <p>第 1 種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 300% 準防火地域 日影規制（5h-3h/4m）</p>
<p>3 変更内容及び理由</p>	<p>大森東ポンプ場では、放流先の京浜運河の水質を保全するため、ポンプ場南の平和島運河を挟んだ対岸にある敷地に雨水貯留池の設置を予定していましたが、施工のための資機材搬入に制限があることや、完成後の施設が運河を挟んで分かれるため維持管理が課題とされていました。</p> <p>今回、ポンプ場東に地続きで隣接する大森ふるさとの浜辺公園内に雨水貯留池の設置位置を変更することで、ポンプ場から直接管理することができ、施工や維持管理の課題を解決できます。</p> <p>このため、運河を挟んだ対岸にある敷地を廃止し、大森ふるさとの浜辺公園の地下に、立体的に範囲を定め都市計画変更を行うものであります。</p>	
<p>4 都市計画の内容</p>	<p>追加する部分：大田区大森東一丁目及び平和の森公園各地内 削除する部分：大田区大森東一丁目及びふるさとの浜辺公園各地内 面積：(旧) 約 29,620 m² ⇒ (新) 約 25,440 m²</p>	
<p>5 説明会の概要</p>	<p>日 時：平成 28 年 11 月 29 日（火）19 時から 場 所：大森海苔のふるさと館 2 階講座室</p>	